

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）の建学の理念に則り、本学構成員が行う教育研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な教育研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第2条 本学構成員が行う教育研究の倫理審査について、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 学科長
 - (3) 教務部長
 - (4) 学長の指名する教育職員 若干名
- 2 本委員会の委員長は、委員の中から学長が指名した者をもってあてる。
- 3 委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。
- 4 倫理審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

(管掌事項)

第3条 本委員会は、次の各項に掲げる事項を管掌する。

- 2 本学構成員が行う教育研究のうち以下の規程等の適用を受ける教育研究（研究指導を含む。）について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること
- (1) びわこ学院大学 教員研究に関する内規
 - (2) びわこ学院大学短期大学部 教員研究に関する内規
 - (3) びわこ学院大学 国内研究員規程
 - (4) びわこ学院大学短期大学部 国内研究員規程
 - (5) びわこ学院大学 国内研究員規程細則
 - (6) びわこ学院大学短期大学部 国内研究員規程細則
 - (7) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 研究費補助金等不正使用防止委員会規程
 - (8) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

3 その他倫理審査に関する学長の諮問事項

(議事の運営)

第4条 本委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

2 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第5条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(専門委員会)

第6条 本委員会の下に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 本委員会の事務は、外部連携研究支援課が担当する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き理事会が行う。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年2月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 びわこ学院大学倫理審査委員会規程およびびわこ学院大学短期大学部倫理審査委員会規程は、平成27年4月1日を以って廃止する。